

浅口市ピロリ菌除菌助成制度のご案内

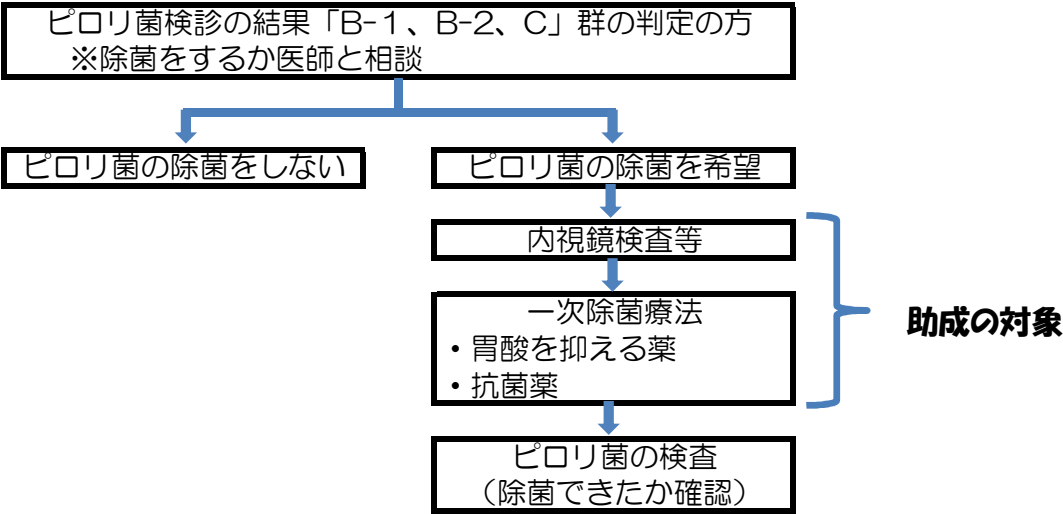
浅口市では、下記のとおりピロリ菌除菌費用の助成を行います。

- ①対象者
- 20歳のピロリ菌検診の結果、ピロリ菌感染ありと判定された「B-1、B-2、C」群で、
ピロリ菌除菌治療をした方（ただし、ピロリ菌検診受診日および治療日に浅口市民の方）
- ②助成の対象となる治療
- ピロリ菌除菌にかかる内視鏡検査等と一次除菌費用
※治療は医療保険が適用されます。医療機関の指定はありません。
- ③治療の実施期間
- 令和8年3月31日まで
- ④申請期間
- 令和7年7月1日～令和8年4月20日まで
- ⑤申請窓口
- 健康こども福祉課（浅口市健康福祉センター内）
- ⑥申請に必要なもの
- (1)浅口市ピロリ菌除菌助成金申請書
（健康こども福祉課窓口、または浅口市ホームページからダウンロードも可）
(2)領収書、明細書（医療機関から発行されている場合のみ）
(3)ピロリ菌検診の結果
(4)本人名義の振込先口座が分かるもの（通帳など）
- ※(1)～(5)の書類が整っていれば、代理申請も可能です。

【ピロリ菌検診後の流れ】

◆ピロリ菌検査の結果分類◆

A	おおむね健康的な胃
A*	
B-1	ピロリ菌感染あり ピロリ菌の除菌を希望する場合は、除菌にかかる費用も市が負担します。ピロリ菌を除菌すると胃がんの発生を抑制できることが分かっています。
B-2	
C	



問い合わせ先

浅口市 健康こども福祉課 ☎0865-44-7114（8:30～17:15 土日・祝日・年末年始を除く）